

後 期 基 本 計 画 (案)

(第 3 章 関 連)

平成 2 2 年 9 月 7 日 現 在

第3章 安心で生きがいのあるまちづくり

第1節 明るく生きがいのある健康づくりを進めます

第1項 健康づくりの推進

(1) 現況と課題

- 生きがいのある充実した生活をおくるうえで、健康は基本的な条件であり、町民一人ひとりが生涯を通じて、心身の健康を高めていくことが必要です。
- 少子高齢化や核家族化、さらには都市化の進展にともなう生活様式の変化が進み、生活習慣病や疾病構造の多様化など日常生活の質が原因となる健康問題が今日的課題となっています。
- 本町では、健康づくりを積極的に進めていくために昭和62年に健康都市宣言を行い、健康管理センターを中心に、健康と福祉を連携しながら町民の健康づくりを推進するための啓発活動や健康教育、健康相談等を行っています。
- 高齢社会を迎え、町民一人ひとりが人生をいきいきと暮らすためには、健康づくりに関する自覚と認識を深め、自らの健康保持に取り組むことのきっかけづくりを進める必要があります。健康づくりは、その年々の時代背景や町民ニーズに沿って検討を重ねていく必要があります。
- 高齢化とともに、疾病全体に占める、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加し、これにともなって 要介護者等の増加も深刻な問題となっています。健康を増進し、発病予防、要介護状態を減少させるため、生活習慣を改善し、一人ひとりが健康づくりに取り組むよう支援する必要があります。
- 本町では、町民の健康づくりや保健サービスの中心となる施設として、健康管理センターの機能の充実に努めています。
- 平成20年度から、糖尿病等生活習慣病に対する保健事業として、特定健診・保健指導が義務づけられ、自身の体の中で起こっている変化を実感し、健康で快適に暮らし続けられるための材料の提供、支援が求められます。

(2) 基本方針

- 町民が健康的な生活がおくれるように、地域等と連携しながら、健康づくりを進めます。
- 健康づくりのボランティアの養成等を図るとともに、健康・保健活動の拠点となる施設の機能の充実に努めます。

◆町民・事業者の立場から ～町民ワークショップ提案～

(3) 施策の方向

◆健康活動の推進

- ・健康で活力ある住み良いまちづくりのために、町民の健康づくり事業への参加を進めます。
- ・さむかわ元気プランを推進し、さむかわwakuwaku体操等の普及を図ることで、家庭や地域、健康に関する各種団体と連携し、地域社会全体で町民の健康づくりを進め、「自分の健康は自分で守る」という意識向上を促進します。
- ・スポーツ・レクリエーションを楽しみつつ、自身の体力が把握できるような、楽しみながら続けられるスポーツ・レクリエーション企画の提供を検討します。

◆健康づくりの支援

- ・健診から一貫した健康づくりの流れをつくりあげるため、健康に対する意識や行動の変化に対応する情報提供や支援を充実します。
- ・地域の実情や町民のライフステージに合わせて、町民一人ひとりが健康づくりに取り組むための場所や機会の提供などの支援を検討します。

(4) 計画期間における目標指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 年度別目標値 | | | |
|-----|----|-----|--------|-----|-----|-----|
| | | H20 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | | | | | |

() 主要事業

-
-
-

第3章 安心で生きがいのあるまちづくり

第1節 明るく生きがいのある健康づくりを進めます

第2項 保健・医療の充実

(1) 現況と課題

- 近年、がん・心臓病・脳卒中の3大生活習慣病が増加していますが、高齢化とともに高齢者の疾病も年々増加の傾向にあります。このような中で老人保健事業など、保健事業や予防事業の充実が必要です。
- 成人のための健診として、18歳～39歳までの町民を対象に、健康診査を行い町民の健康保持、増進を図っています。
- 各種健診事業を対象者の性質、内容等について精査し、集団健（検）診や個別健（検）診と手段を組み合わせながら、対象者が受診しやすくなるよう努めています。
- 近年は、医療の向上や保健衛生の充実により、乳児や新生児の死亡率は低下している反面、従来はなかった乳児、幼児の病気が増えてきています。また少子化や核家族化等によって育児に悩む親が増え、その対策に取り組む必要があります。
- 母子の健康保持、増進を図るため、各種乳幼児健診や予防接種、健康教育、健康相談等のさらなる充実が必要です。
- 「食育」という言葉の広がりとともに、子どもの育ちに係る様々な場所で「食べることの大切さ」を積極的に働きかけています。乳幼児期からの「食育」を離乳食講習会だけではなく、母子保健事業にも取り込み、最も身近で大切な「家庭での食育」の支援が必要です。
- 医療体制の充実については、医師の専門診療科目の違いにより提供できる一次救急医療にばらつきがあるため、救急医療について相当の知識及び経験を有する医師の確保が求められます。また、各医療機関で救急医療を行うために必要な施設及び設備の確保が求められています。
- 町内の医師の高齢化や少数開設となっている一部の診療科目についても対応が求められています。

(2) 基本方針

- 町民の基本健康診査やがん検診など各種検診の充実を図るとともに、疾病の早期発見と予防に対する適切な指導を行い、健康の増進を図ります。
- 町民が安心できる医療体制の充実を図るため、医師会等の医療関係機関と連携を図ります。

◆町民・事業者の立場から ～町民ワークショップ提案～

(3) 施策の方向

◆保健事業の充実

- ・町民の健康保持と健康増進を目的に、保健・医療・福祉の連携により、疾病の予防及び早期発見のための各種健診事業や予防接種事業等を充実します。
- ・母子保健においては、生後4ヶ月までの全乳児の把握に努め、育児不安や産後うつ病、児童虐待の早期発見・対応の技術的支援等を積極的に進めます。

◆予防事業の充実

- ・成人健診やがん検診においては、受診しやすい体制をつくり、生活習慣病の予防、改善に貢献します。
- ・疾病の早期発見のため、町民が受診しやすい体制づくりを進め、予防接種等の充実を図ります。

◆医療体制の充実

- ・病気やけが等により、町民が医師の診療が必要になった時、いつでも医療機関で診療が受けられる医療体制の確保を図ります
- ・一次救急医療確保対策事業のあり方や必要性について、医師会と継続して協議します
- ・一部診療科目については、湘南東部医療圏（藤沢、茅ヶ崎、寒川）で確保し、対応できるように各市及び医師会に協力要請します。

(4) 計画期間における目標指標

| 指標名 | 単位 | 年度別目標値 | | | | |
|-----|----|--------|-----|-----|-----|-----|
| | | H20 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | | | | | |

() 主要事業

-
-
-

第3章 安心して生きがいのあるまちづくり

第1節 明るく生きがいのある健康づくりを進めます

第3項 社会保障制度の推進

(1) 現況と課題

- 本町の人口に対する国民健康保険の加入率は、平成●年●月末現在●%で、○○傾向にあります。高齢者の増加や医療技術の進歩等により医療費が増加している反面、保険料の収納率が低下するなど、運営面で厳しい状況におかれています。
- 高齢者の医療制度については、新制度づくりの検討が現在行われております。平成25年4月からの新制度のスタートまでの間、適切な対応が求められています。
- 本町も高齢化が進んでおり、介護保険サービス利用も増加し、保険給付費も増加していくと思われれます。介護保険制度の推進にあたっては、必要に応じた適切なサービス利用をめざして、介護保険制度について町民へのPR等周知を図るとともに、専門的な知識を持った職員による事業者への指導により介護給付の適正化を行って行く必要があります。
- 高齢者の健康維持や寝たきり予防のため、介護予防事業の充実が求められています。
- 国民年金制度は、老後の生活を支えるための重要な役割を担っています。年金制度に対する理解を深め未加入者の解消を図ることが必要です。

(2) 基本方針

- 町民の健康づくりの推進や医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険事業の健全な運営を図ります。
- 高齢化が進む中で、高齢者医療制度の充実を図ります。
- 介護保険制度に対する町民の理解を深め、適切なサービス提供を行うことで、介護保険制度の円滑な運営を図ります
- 国民年金制度に対する町民の理解を深め、加入促進を図ります

◆町民・事業者の立場から ~町民ワークショップ提案~

(3) 施策の方向

- ・急速な少子高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付の面でも負担の面でも国民生活に大きなウェイトを占め、家計や企業の経済活動に与える影響も大きくなっています。給付と負担のバランスや世代間の公平性が求められている中、国の制度改革等の動向も見極めながら、社会保障制度の充実を図っていく必要があります。
- ・また、制度の安定的な運営のためには制度への理解が不可欠なことから、町民への説明会の開催や学校との連携などにより、広く意識付けしていくことを目指します。

◆国民健康保険制度の推進

- ・保健事業を推進することにより医療費の増加を抑えるとともに、給付と負担との均衡に努め財政の健全化を図ります。

◆高齢者医療制度の推進

- ・高齢者医療制度の理解を深め、制度の充実と適正な運営に努めます

◆介護保険制度の推進

- ・適切な介護サービスの提供を図るとともに、介護予防事業の推進に努めます。

◆国民年金制度の推進

- ・年金相談や啓発活動を充実させることにより、加入の促進に努めます。

(4) 計画期間における目標指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 年度別目標値 | | | |
|-----|----|-----|--------|-----|-----|-----|
| | | H20 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | | | | | |

() 主要事業

-
-
-

第3章 安心して生きがいのあるまちづくり

第2節 心のかよいあう福祉を充実します

第1項 地域福祉の充実

(1) 現況と課題

- 地域に根ざしたきめ細かな行政サービスを展開するために、社会福祉協議会や民生委員等の協力やボランティアの育成を図り、町民の福祉に対する理解と参加が求められているとともに、町民のニーズにあった各種サービスの提供が課題です。
- 住民の生活ニーズや多様な福祉サービスの利用を支援するため、地域や家族で支えあう相互扶助機能を再構築することが必要です。
- 福祉活動拠点の整備として、健康、福祉、医療等が総合的に機能し、地域の福祉活動を展開するための健康福祉総合拠点施設について、今後の町の財政状況を踏まえながら建設に向け検討していきます。

(2) 基本方針

- 地域に密着した福祉サービスを進めるため、保健、医療、福祉等との連携を図りながら福祉活動の充実を図ります。
- 障害者や高齢者等が利用しやすいバリアフリーのまちづくりを進めます。

◆町民・事業者の立場から ～町民ワークショップ提案～

(3) 施策の方向

◆福祉活動体制の推進

- ・利用しやすい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会等と協力しあうとともに、ボランティアの育成と確保を図り、福祉活動の体制整備を図ります。

◆福祉活動拠点の整備

- ・健康・福祉・医療等が総合的に機能し、地域の福祉活動を展開するための健康福祉総合拠点施設の整備について、今後の町の財政状況を踏まえながら検討を行います。

◆福祉環境の整備

- ・バリアフリーの啓発活動を進めるとともに、道路や公共施設等のバリアフリーに向けた取り組みを進めます。

(4) 計画期間における目標指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | | | | |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | H20 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | | | | | |

() 主要事業

-
-
-

第3章 安心して生きがいのあるまちづくり

第2節 心のかよいあう福祉を充実します

第2項 高齢者福祉の充実

(1) 現況と課題

- 本町の65歳以上の高齢者の人口構成率(高齢化率)は、平成22年4月には16.88%(要更新)と全国平均(20.8%)と比べると低い状況ですが、確実に高齢化が進んでいます。
- 高齢化が進行している反面、高齢者の就業機会の提供や生きがい活動のためのシルバー人材センター及び老人クラブについては、会員の増加に繋がっていない状況です。
- 平成15年4月に介護予防拠点としてオープンしたふれあいセンターでは、高齢者の豊かな経験と知識・技能を生かし、世代間の交流を図るなど、介護予防の促進を目的に各種事業を行っていますが、高齢者が家庭や地域で、生きがいに満ちた生活をおくることのできる社会を築くため、行政や地域で支援するシステムづくりが求められています。
- 高齢者の健康づくりや介護予防、福祉、リハビリテーションなどの総合的な支援体制が求められています。特に、一人暮らしの高齢者など行政サービスを本当に必要としている人に、必要な内容のサービスを提供する仕組みづくりが必要です。

(2) 基本方針

- 高齢者の社会参加や就業機会の確保を図り、高齢者の生きがいをはぐくむ環境づくりを進めます。
- 高齢者が住み慣れた場所で安心・安全に生活できるよう、高齢者のニーズに合った在宅福祉サービスの充実を図ります。

◆町民・事業者の立場から ~町民ワークショップ提案~

(3) 施策の方向

◆生きがいのある生活の促進

- ・高齢者の健康づくりや生きがいくりのため、さまざまな活動への参加を支援し、生きがいのある暮らしを促進するとともに、高齢者の就業機会の充実に努めます。

◆健康福祉体制の充実

- ・介護が必要な高齢者等を持つ家庭の負担を軽減するため、福祉・保健・医療の連携を図り、在宅介護を担う体制の充実に努めます。
- ・町民にとって分かりやすいサービス利用や利便性の向上のため、各担当窓口の連携を図ります。

◆介護支援・介護サービスの充実

- ・在宅介護を支援するため、民間福祉事業者等と連携しながら介護支援・介護サービスを充実します。

(4) 計画期間における目標指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 年度別目標値 | | | | |
|-----|----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|
| | | | H20 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | | | | | | |

() 主要事業

-
-
-

第3章 安心で生きがいのあるまちづくり

第2節 心のかよいあう福祉を充実します

第3項 児童福祉の充実

(1) 現況と課題

- 近年、少子化・核家族化等の進行に加え、社会経済状況の変化により、子どもや子育て中の家庭を取り巻く環境は厳しさを増しています。また、価値観の多様化によって、若年層の晩婚化・未婚化が進み、子どもを持たない夫婦が増加傾向にあると指摘されています。
- 少子化は、子ども同士が遊びの中から身に付けていく自主性や社会性が育ちにくくなり、子ども自身への影響に加え、労働力の減少など、わが国の社会経済に様々な影響を与えることが懸念されています。
- 本町における保育園の現状は、女性の就労機会の増加を反映して出生後満1歳になる前から入園を希望する家庭が多く、認可保育園の0歳～2歳児定員枠の拡大が求められます。また、町立保育園3園は昭和50年代に建築されて約30年が経過し、部分的な改修工事は行われているものの、大規模な改修も近い時期に必要です。
- 子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを生み、育てることができるような環境をつくる必要があります。家庭だけでなく、地域ぐるみでの子育て支援が求められています。また、子ども手当や小児医療費助成などの経済的支援の充実を求める声は大きくなっています。
- 核家族化や近隣住民との関係の希薄化などにより、親への子育てに関する情報が流れにくく、子育てに関する育児不安や、悩みを抱えている家庭も増え、相談体制や情報提供のさらなる充実が必要です。本町では、子育てサポートセンターを活動拠点施設として支援の充実を図っています。
- ~~○本町では、子育てサポートセンターを活動拠点施設として支援の充実を図っています。~~

(2) 基本方針

- 子どもを安心して生み、育てることのできる環境づくりを進めるとともに、子育て支援の機能の充実を図ります。

◆町民・事業者の立場から ～町民ワークショップ提案～

(3) 施策の方向

◆保育環境の充実

- ・保育ニーズの多様化に対応していくため、保育時間の延長など保育内容や施設を充実します。また、待機児童の解消に向けた取り組みを進めていきます。

◆子育て支援の充実

- ・すべての子育て家庭を支援するため、子育てアドバイザー等による相談事業や育児の援助などの子育て支援サービスの充実を図るとともに、家族や地域の人々と行政や関係機関がお互いに協力し、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを進めていきます。また、経済的な支援として小児医療費の助成などを行っていきます。

~~◆子育て環境の整備~~

- ~~・今後の少子化社会の情勢に対応できる子育て支援の環境を整備し、家族や地域の人々と行政や関係機関がお互いに協力して、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを展開します。~~

(4) 計画期間における目標指標

| 指標名 | 単位 | 年度別目標値 | | | | |
|-----|----|--------|-----|-----|-----|-----|
| | | H20 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | | | | | |

() 主要事業

-
-
-

第3章 安心して生きがいのあるまちづくり

第2節 心のかよいあう福祉を充実します

第4項 障害福祉の充実

(1) 現況と課題

- ノーマライゼーションの考え方を基本に、町民の障害者に対する理解を深めるとともに、民間の障害者福祉施設と連携を図るなど、障害者に対する総合的な施策を推進していくことが必要です。
- 近年、障害者の福祉制度はめまぐるしい変革の中におかれ、平成15年度には「措置制度」から「支援費制度」に移行し、平成18年度からは新たな改革として障害者自立支援法が施行されました。本町では、平成18年度に障害福祉計画を策定し、福祉施設入所者の地域移行、障害者の一般就労など、社会参加の推進や障害者が自立した生活を送れるようノーマライゼーションの理念の普及に努めています。今後も各種施策の推進や、見直しが必要な事業の精査を進め、障害福祉サービスをトータル的、かつ適正に提供できるようにさらに改善していく必要があります。
- 障害者が在宅で障害内容に応じた福祉サービスが受けられるような施策の充実を図っていく必要があります。
- 本町では、障害者の自立を促すため、各種機器の購入費補助等の支援を行っているほか、機能回復訓練や医療給付等を実施しています。
- 新たな事業と社会資源の確保は進んでいるものの、社会資源においてはいまだ不足しており、町外の施設を利用する障害者が少なくありませんが、新たな事業所の開設は困難な状況です。
- 精神障害者については、障害に対する理解や日中活動の場が、町内のみならず全国的に不足しています。

(2) 基本方針

- 障害者の社会参加と自立を促進するための環境整備に努めるとともに、在宅福祉対策の充実を図ります。

◆町民・事業者の立場から ～町民ワークショップ提案～

(3) 施策の方向

◆自立と社会参加の促進

- ・障害者が自立した生活をおくれるよう、ノーマライゼーションの理念の普及に努めるとともに障害者の社会参加の促進を図ります。

◆在宅福祉対策の充実

- ・障害者が家庭で介護を受けられるような在宅福祉サービスを進め、在宅福祉の支援と体制を充実します。

◆障害福祉施設の整備

- ・障害者の自立を図るための福祉施設整備を図ります。

◆障害者の生活支援

- ・相談支援体制の更なる強化のため、町単独で地域自立支援協議会を設置します。また、効率的で適正な支援を行うために常に事業の見直し等を行い、障害者の実状にあった地域生活を支援していきます。

(4) 計画期間における目標指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 年度別目標値 | | | |
|-----|----|-----|--------|-----|-----|-----|
| | | H20 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | | | | | |

() 主要事業

-
-
-

第3章 安心で生きがいのあるまちづくり

第3節 安心して暮せるまちづくりを充実します

第1項 防災対策の充実

(1) 現況と課題

- 本町は、昭和54年に東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定され、地域防災体制の充実を図るため、災害全般の総合的な指針として「寒川町地域防災計画」を策定し、より実効性のある防災対策に取り組んでいます。
- 災害はいつ発生するか予測ができないものであることから、災害発生時における被害を最小限に食い止めるためには、町民一人ひとりの災害に対する心構えと地域における自主防災組織の育成等が重要です。
- 当町における自主防災組織は自治会単位で組織していますが、自治会への加入率が8割弱という状況であることから、防災の観点からも自治会への加入促進を進めていく必要があります。また、ほとんどの自治会において役員任期が短期間であるため、防災訓練などの取り組みに苦慮しているのが現状です。
- 高齢社会が急激に進行する中、災害弱者と言われる要援護者への支援体制づくりを自治会や関係機関と連携して進めていく必要があります。
- 自治会での備蓄については防災倉庫の収納スペースに限りがあるため、町として災害発生時に備え、防災資機材等の整備・充実や食料・飲料水の備蓄に努めていますが、家庭や地域においても防災物品等の備蓄に努める事が重要です。
- ~~○阪神淡路大震災の発生から年数が経過するにつれ、耐震に対する意識の低下が見受けられます。町民の関心を高めるため、パンフレットなどの資料による啓発やセミナーなどの開催を通じて、耐震化の促進、新築住宅への建て替え促進が求められています。~~
- 今後も、町民等を対象とした防災訓練の実施や防災講演会の開催、パンフレットの配布等を通じ防災意識の高揚を図る必要があります。
- ~~○災害時における正確な情報を迅速に町民へ伝達するため、情報通信設備の整備を進めてきましたが、今後もさらに充実を図る必要があります。~~

(2) 基本方針

- 町民等の生命や財産を守るため、「寒川町地域防災計画」を指針に、町民等の防災意識の高揚や防災体制の充実を図ります。
- 災害時に備え、防災施設等の充実、初動体制の確立や要援護者支援体制づくりへの支援、救援活動の充実を図ります。

◆町民・事業者の立場から ～町民ワークショップ提案～

(3) 施策の方向

◆防災体制の充実

- ・災害時に備え、地域や事業所等の防災組織の育成、内部体制の充実強化を図るとともに、災害時における諸活動の充実に努めます。
- ・地震、大雨等の災害に備え、専門職員の育成や、防災資機材の整備を図るとともに、正確で迅速な情報の収集と提供、職員や防災機関等の初動体制の確立と要援護者支援体制づくりへの支援を行います。

◆防災活動の充実

- ・災害時に備え、訓練の形骸化に留意しながら総合防災訓練、防災講演会、自主防災組織による防災訓練等を行うことで、防災活動の充実に図ります。
- ・地域防災計画を基本に、災害への備えの意識付けや、各自治会等の災害時行動マニュアルなどの作成を支援します。
- ・各地域での防災訓練の実施内容を充実させるとともに、町民等が災害時に互いに協力し助け合う活動ができるような組織作りを支援します。

◆防災施設等の整備

- ・災害時に備え、情報通信設備などの防災施設や飲料水・食糧など防災資機材の充実に図ります。
- ・近年の集中豪雨などへの対応として、国や県が公表している浸水想定区域図の情報に町の避難施設や水害に関する情報などを掲載した洪水ハザードマップの配布や町民に災害情報を即座に提供するため防災行政用無線を活用します。

(4) 計画期間における目標指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 年度別目標値 | | | | |
|-----|----|-----|--------|-----|-----|-----|--|
| | | H20 | H23 | H24 | H25 | H26 | |
| | | | | | | | |

() 主要事業

-
-
-

第3章 安心で生きがいのあるまちづくり

第3節 安心して暮せるまちづくりを充実します

第2項 消防・救急体制の充実

(1) 現況と課題

- 火災予防の推進のためには、町民一人ひとりや企業等の防火意識を高めていくことが必要であり、重要です。
- 本町の消防体制は、消防本部や消防署のほか、地域の消防体制として消防団や各企業の防火団体及び女性防火クラブで構成されていますが、近年の社会情勢の変化や就職状況の変化により入団希望者が年々低下するなど、組織の硬直化がみられその対応が必要です。
- 時代の変化とともに、建物利用の多様化と構造の複雑化により新型の建物での火災が発生しており、多くの犠牲者が発生していることから、予防活動の充実や出動準備態勢の随時点検、現場到着時間の短縮を図ることが必要です。
- さがみ縦貫道路の開通などの環境変化や同時災害時等への対応策として、近隣自治体との災害時応援協定の強化や消防の広域化等によって、消防力をより充実させることが求められています。
- 複雑・多様化する災害に的確に対応するには、消防施設や消防車両、消防資機材等を充実、強化していくことが必要ですが、消防救急無線設備のデジタル化や高規格救急車・高度救急資機材等の整備・維持等については多額の費用が見込まれます。
- 高齢者の増加や交通事故等による救急出動件数が年々増加傾向にあり、救急救助活動の充実を図るには、医療機関との連携が重要となっています。
- 近年多様化・複雑化し、増加する救急需要に対して救命率の向上を図るためには、早期通報、応急処置、救急救命処置、医療機関との連携という救命の輪（救命のリレー）の確立が必要です。
- 現在よりも普通救急救命講習会の受講者数や開催回数などを増やすため、応急手当普及員や指導員の育成を進めるとともに、救命救急士の計画的な養成が必要です。

(2) 基本方針

- 町民、地域、企業、消防機関が一体となって防火・防災意識の高揚や災害予防活動の推進を図るとともに、関係団体の育成を図ります。
- 火災の未然防止と迅速な消火活動等ができる消防体制の充実強化と消防施設等の基盤整備の充実を図ります。
- 災害時の相互応援協定や消防の広域化等を推進し、効率的で効果的な消防力の充実に図ります。
- 災害時における救急救助活動を円滑に行うため、資機材等の整備と救急救助訓練の充実を図ります。
- 町民等への気象情報や災害情報の提供を進めます。

◆町民・事業者の立場から ～町民ワークショップ提案～

(3) 施策の方向

◆火災予防の推進

- ・町民の生命、身体及び財産を火災から守るために、火災予防運動等の普及啓発活動や防火団体の育成・強化を推進し、町民や企業等の防火意識の高揚を図ります。
- ・防火対象物や危険物施設等に対する立入検査の充実や防火管理体制の徹底を図ります。

◆消防体制の強化

- ・火災や地震などの災害に対応できる消防体制の確立と人材の育成を進めるとともに、消防活動を円滑に行うために消防施設、消防車両や資機材の整備を図ります。
- ・消防本部や消防団、自衛消防隊、女性防火クラブ等の防火団体等の育成を図り、総合的な消防力、防災力の強化に努めます。

◆広域連携・広域化の推進

- ・近隣自治体との広域連携や消防の広域化等を推進することで、消防救急無線のデジタル化や司令室の共同運用、消防応援協定の強化などを図り、効率的・効果的に消防力の充実を推進します。
- ・さがみ縦貫道路での事故対策として、近隣自治体や関係機関等との連携を進めます。

◆救急救助体制・救急救命の連携の強化

- ・複雑多様化する災害や事故に対応し被害の最小化を図るため、救急救命士の計画的な養成や救急隊員の専門的教育訓練とともに、高規格救急車や資機材の整備を図ります。
- ・町民等が早期応急処置を学ぶための各種講習会を実施することで、災害や事故の発生から医療機関に至るまでの救命の輪（救命リレー）の連携強化を図り、救命率の向上につなげます。

◆気象・災害情報の提供

- ・災害の最小化や早期対応を図るため、気象情報や災害情報等を町民や関係団体等に迅速に提供します。

(4) 計画期間における目標指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | | | | |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | H20 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | | | | | |

() 主要事業



第3章 安心して生きがいのあるまちづくり

第3節 安心して暮せるまちづくりを充実します

第3項 交通安全・防犯対策の充実

(1) 現況と課題

- 町内交通事故件数は減少傾向にあるものの、交通ルールを無視したり、交通マナーの乱れから交通事故が発生し、特に子どもや高齢者の事故が増加傾向にあります。
- 交通安全対策を充実するには、交通事故防止に向け、より一層警察署及び関係機関等と連携のもと、交通安全教育や街頭指導、交通安全キャンペーン等の実施を通じ、交通ルールの遵守や交通マナーの意識向上を図っていく必要があります。
- 幹線道路を中心に朝夕、慢性的な交通渋滞や生活道路への通過車両の進入等による交通事故が増加しています。このような中で交通事故を未然に防ぐため、道路交通網を体系化していく必要があります。
- 防犯面では、都市化の進展や社会環境の変化、核家族化などにより、地域での住民相互の連帯感が薄れてきていることから、地域における犯罪抑止機能が低下し、犯罪が増加し、複雑化してきています。
- 近年、各地で悪質、凶悪な犯罪が発生するとともに少年犯罪や子どもに対する犯罪が問題となっているため、各学校を中心にした見守り活動の充実が課題となっています。
- 町内には茅ヶ崎警察署の交番が3ヶ所設置されていますが、乗り物盗などの非侵入犯罪が増える傾向にあることなどから、さらに防犯体制の充実が求められていますが、行政だけの対応だけでは限界があるため、住民や自治会、各種団体との協働により、地域ぐるみの取組みを一層推進していく必要があります。
- 非行の防止に向けて、「学校教育の推進」を通して、心の教育の充実、家庭・地域・関係機関との連携が求められます。

(2) 基本方針

- 交通事故の撲滅に向けて交通安全運動を推進し、町民等の交通安全意識の高揚を図ります。
- 子どもや高齢者をはじめ、すべての人に配慮した道づくりに努めるとともに、交通安全施設の整備を進めます。
- 犯罪を未然に防止するため、住民の防犯意識の高揚を図り、まちぐるみで防犯対策の充実を図ります。

◆町民・事業者の立場から ～町民ワークショップ提案～

(3) 施策の方向

◆交通安全意識の高揚

- ・交通事故ゼロをめざし、交通安全教室や交通安全キャンペーンの実施等により交通安全意識の高揚を図ります。

◆交通安全施設の整備

- ・道路危険箇所点検等により、道路反射鏡などの交通安全施設の整備を進めるとともに、効果的な交通規制について関係機関に要請します。

◆防犯活動の推進

- ・警察署や防犯協会と連携を図りながら、防犯キャンペーンの実施や防犯意識の高揚を図るとともに、明るく安全なまちをめざし防犯灯の整備を進めます。
- ・町民の安全確保の面や、子どもの非行防止、子どもへの犯罪防止や高齢者の詐欺被害等の防止の面から、行政だけではなく地域の方にも目を注いでもらえるよう、挨拶運動などを取り入れながら、地域ぐるみの取組を推進します。

(4) 計画期間における目標指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | | | | |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | H20 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | | | | | |

() 主要事業

-
-
-

第3章 安心で生きがいのあるまちづくり

第3節 安心して暮せるまちづくりを充実します

第4項 地域活動の推進

(1) 現況と課題

- 少子高齢化の進展等に伴い、地域社会での助け合いがなければ解決できない問題が増えており、地域社会における町民一人ひとりの果たす役割はますます大きくなっています。ごみ問題など地域に密着した課題に対し、地域ぐるみで取り組んでいくことが必要です。
- 地域活動の中心を担う自治会の加入率は現在約8割となっているため、自治会活動をPRし加入の促進に努めているところですが、加入率のアップにはつながらない状況であり、自治会への加入促進が課題となっています。
- 本町では、地域住民の自主的活動の場所として各自治会に地域集会所を設置し、管理・運営は指定管理者により行っています。指定管理者としては、地域における自主的な活動を最も支援しやすい団体として、自治会を中心に組織された団体としていますが、より適切な管理・運営形態のあり方について、今後も検討していく必要があります。
- 阪神淡路大震災におけるボランティア活動は、わが国におけるボランティア元年と呼ばれるほど、自発的な市民活動に対する社会的認知の契機となり、その後特定非営利活動促進（NPO）法の制定につながり、地域レベルでの町民活動の育成や行政などの支援が展開されています。
- 本町においても、福祉や生涯学習などの分野で自発的な活動が行われていますが、今後、活動を拡大していくため、行政としても、自発的な活動を促進するための行政情報の提供や活動の場の確保等、ソフト、ハード両面からのサポートが必要です。

(2) 基本方針

- 住み良い地域社会を形成していくため、町民の自主的なコミュニティ活動を推進します。
- 町民が自主的にボランティア活動しやすい仕組みづくりと活動の充実を図ります。

◆町民・事業者の立場から ～町民ワークショップ提案～

(3) 施策の方向

◆コミュニティ活動の推進

- ・町民の地域における連帯感や信頼関係を深めるため、自治会等の自主的なコミュニティ活動を促進します。
- ・寒川町への転入者等に対する自治会加入に関する PR、周知等の徹底に努めます。
- ・地域で行う防災・防犯対策（防犯灯のチェック）、道路の安全確保等について支援します。

◆コミュニティ施設の整備

- ・町民の自主的なコミュニティ活動の拠点となる地域集会所等の整備を進めます。

◆ボランティア活動の促進

- ・町民のボランティア意識の高揚を図るとともに、ボランティア活動団体等の連携や活動を充実します。

(4) 計画期間における目標指標

| 指標名 | 単位 | 年度別目標値 | | | | |
|-----|----|--------|-----|-----|-----|-----|
| | | H20 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | | | | | |

() 主要事業

-
-
-

第3章 安心して生きがいのあるまちづくり

第3節 安心して暮せるまちづくりを充実します

第5項 消費生活の向上

(1) 現況と課題

- 生活が便利になり、消費生活は質・量ともに豊かになった反面、クレジット販売やインターネットによる販売など販売形態も多様化し、消費生活におけるトラブルも複雑化してきています。
- 消費者を巡るトラブル（詐欺等）については、情報化社会、高齢社会の急速な進行等を背景に、年々悪質・巧妙化する悪質商法から若者や高齢者等を守るため、年代ごとを対象にした情報誌の発行、研修会等の開催を通じ、トラブルの未然防止に努めていく必要があります。また、消費者が正しい知識を身につけ、健全で適切な選択をしていくことが求められています。
- 急速な高齢社会に加え景気の低迷が長引く中、今後、町民からの消費対策の相談件数は拡大していくことが見込まれ、今後も町民の安心、安全な生活の実現に向け、相談体制の維持・充実が求められます。
- 環境問題について、消費者が自ら考え、物の大切さやリサイクル運動に取り組むことが求められています。

(2) 基本方針

- 消費生活に関する情報の提供や、消費生活相談員の協力を得ながら、適切な指導・助言を行うことにより、健全な消費生活の充実を図ります。

◆町民・事業者の立場から ～町民ワークショップ提案～

(3) 施策の方向

◆消費者対策の推進

- ・安全で豊かな消費生活の実現をめざし、相談体制や消費生活モニター制度等の充実に図ります。

(4) 計画期間における目標指標

| 指標名 | 単位 | 年度別目標値 | | | | |
|-----|----|--------|-----|-----|-----|-----|
| | | H20 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | | | | | |

() 主要事業

-
-
-

第3章 安心して生きがいのあるまちづくり

第3節 安心して暮せるまちづくりを充実します

第6項 共に支え合う地域社会の実現

(1) 現況と課題

- 男女共同参画社会の実現については、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定されたことなどにより、男性と女性に対等な立場で、社会のあらゆる分野へ参画する機会が確保されるなど、女性の社会参加の条件が整ってきました。
- 女性の就業や地域活動への参加が進んでいますが、その数はまだ少なく、今後は女性が積極的に参画することが求められています。
- 少子高齢化が進む中で、女性の就業者を取り巻く環境は、まだまだ平等とはいえず、ワークライフバランスの普及への取り組みなど、早急な改善が求められています。
- 男女共同参画プラン策定や国等における政策も浸透してきており、社会全体としての意識はかなり高まっていると考えられますが、今後も近隣市との連携強化により町民の講演会等への参加機会の充実に努めていく必要があります。
- 戦争のない平和で平等な社会の実現は、人類共通の願いであり、本町では昭和60年に恒久的な世界平和を願い核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。
- 本町では、平和思想の普及、啓発に努めるとともに、ピーストレイン事業を行っていますが、参加できる児童・生徒が限られてしまうことなど課題も有り、実施方法や効果の広げ方などについて検討する必要があります。
- 人権相談件数自体は減少傾向にあるが、インターネット等を通じた卑劣ないじめ等をニュース等で多く見聞きすることもあり、今後も、身近なところから、基本的人権の尊重についての意識高揚に努めていく必要があります。

(2) 基本方針

- 男女共同参画社会の形成に向けて、男女がそれぞれの人権を尊重し、さまざまな分野で男女が共に参画できる仕組みづくりと意識の高揚を図ります。
- 社会の平和に対する意識の高揚を図ります。
- 人権に関する・学習機会の拡充を図り、啓発活動を推進します。

◆町民・事業者の立場から ～町民ワークショップ提案～

(3) 施策の方向

◆男女共同参画社会の実現

- ・男女共同参画プランの推進による制度や環境などの周知・意識啓発を推進し、男女平等に向けた社会環境の整備を図ります。

◆平和意識の普及・啓発

- ・世界の核兵器廃絶と、恒久平和を願い制定した平和都市宣言の趣旨に基づき、平和展等の開催を通じ、町民の平和に対する意識の高揚を図ります。

◆人権意識の高揚

- ・相談窓口の開催による相談体制の充実や啓発活動の充実を図ることで、人権思想の普及と高揚を図ります。

(4) 計画期間における目標指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 年度別目標値 | | | | |
|-----|----|-----|--------|-----|-----|-----|--|
| | | H20 | H23 | H24 | H25 | H26 | |
| | | | | | | | |

() 主要事業

-
-
-